

介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

記入例

14時間の修了者は①⑥

備考 1 「登録番号」の欄は既に登録を受けている事業者は登録番号を記載してください

2 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください

3 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。

4 「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1~5)を記載してください。

- 1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て: 省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
 - 2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養: 省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
 - 3) 各喀痰吸引等行為の個別研修: 省令別表第三号研修(特定の者対象)
 - 4) 経過措置対象者
 - 5) 介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者

5 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に

6 「修正」か「実地研修の種別」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。（「①②③」など記載、コンマやスペースは不要）

①口腔中の喰煙吸引 ②鼻腔中の喰煙吸引 ③気管十二 ④中鼻の喰煙吸引 ⑤胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(当用形の栄養剤を除く)

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃うつ又は肠うつによる経管栄養(半固体の未食剤を除く) ⑤胃うつ又は肠うつによる経管栄養(半固体の未食剤を含む)
⑥胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く) ⑦経鼻経管栄養

※1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については

※2. 平成22年4月1日付け医政発0401第175号厚生労働省医政局長通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」に基づき研修を修了した者は、修了課程により①、⑥を選択してください。

7 「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください

8 新規追加者の場合、介護福祉士登録証（実施可能な喀痰吸引等の行為について付記を受けているものに限る）・認定特定行為業務従事者認定証の写しを添付ください。

①～⑦のうち該当するものを記載。従事者認定証や介護福祉士の登録証に記載されてい

Digitized by srujanika@gmail.com